

大田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月14日

大田市長 **楢野弘和**

大田市規則第2号

大田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大田市印鑑条例施行規則（平成17年大田市規則第100号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第3号、様式第5号及び様式第8号を次のように改める。

様式第2号

様式第2号（11条関係）

様

年 月 日

島根県大田市長

## 印鑑の登録に関する照会書

年 月 日あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

回答書		年 月 日		
島根県大田市長 様		<table border="1"><tr><td>申請した印鑑</td></tr><tr><td> </td></tr></table>	申請した印鑑	
申請した印鑑				
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。				
住 所	_____			
本人署名	_____			
生年月日	_____			

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委任状		年 月 日
代理人住所	_____	
代理人氏名	_____	
代理人生年月日	_____	
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。本人署名		_____

様式第3号

様式第3号 (11条関係)

## 可視台帳

印鑑登録番号		登録年月日	年 月 日
--------	--	-------	-------

登録印影	氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	
	住所			

印鑑登録状態

抹消年月日

抹消事由

様式第5号

様式第5号（11条関係）

様

年 月 日

島根県大田市長

## 印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

### 記

1. 印鑑登録番号
2. 登録者氏名
3. 抹消年月日
4. 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成28年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第8号

様式第8号（11条関係）

## 印鑑登録証明書

登録印影	氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	
	住所			

この写しは登録された印影と相違ないことを証明します

年 月 日

島根県大田市長

附 則

この規則は、令和7年1月14日から施行する。